

記入例 物品小売業者

- ◎ チェーン店全体の延床面積が3,000㎡以上かつ、チェーン店の中に単体で500㎡以上の個店がある場合は、チェーン店全体の報告書とは別に、単体で500㎡以上の個店の報告書の作成が必要です。御留意ください。

◎ 前年度の実績には、平成29年4月1日から平成30年3月末日までの取組実績を記入してください。

◎ 今年度の計画には、平成30年4月1日から平成31年3月末日までの取組計画を記入してください。

報告書兼計画書（物品小売業者）

(宛先) 京 都 市 長		平成30年 ●● 月 ●● 日	
提出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒604-0925 京都市中京区上本能寺前町●●番地		提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) (株) 京都スーパー 代表取締役 減量太郎 電話 075-123-4567 担当者の氏名 総務部総務課 再生花子 電話 075-123-4568	
京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。			
年 度	平成30 年 度		
提 出 の 区 分	☒ 全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合 ☒ 1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合		
名称, 屋号又は商号	スーパー●●, フードストア▲▲, コンビニエンスショップ◆◆		
店 舗 等 の 数	25店舗		
床 面 積 の 合 計	3,456 平方メートル		
店 舗 等	名 称	所 在 地	
	スーパー●●一条店	京都市上京区.....	
	スーパー●●二条店	京都市中京区.....	
	フードストア▲▲三条店	京都市中京区.....	
	フードストア▲▲四条店	京都市下京区.....	
◆◆五条店	京都市下京区.....		
取 組 項 目	実 施 状 況		
	前 年 度 の 実 績		今 年 度 の 計 画

○ 平成30年6月末日までに提出してください。

フランチャイズチェーン店の場合

- チェーン最上位の総本部の事業者名で提出してください。
- チェーン内部の具体的な作成担当者は任意です。
- フランチャイズ契約等に基づく商号使用权に対するギャランティや、経営指導等の関係がない事業者は、同じグループに属していても、別の主体とします。

- 合計3,000㎡以上のチェーン店は上に、単体で500㎡以上の個店は下にチェックしてください。
- 両方にあてはまる場合（合計3,000㎡以上のチェーン店であり、かつそのうち単体で500㎡以上の個店が1つ以上ある。）⇒チェーン店全体の報告書作成の際は両方にチェックしてください。また、個店分の報告書作成の際は下のみにチェックしてください。

- 店舗数は、平成30年4月1日現在で記入してください。
- チェーン店の場合、京都市内の全店舗数を記入してください。

- 店舗数が多いチェーン店の場合、記入欄を追加するか、別紙に記載してください。（別紙の様式は任意です。店舗の名称と所在地を記載してください。）

取 組 項 目		実 施 状 況	
		前 年 度 の 実 績	今 年 度 の 計 画
1	購入者に対し、廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法の優先的な利用を促すために必要な事項を周知する取組	・ マイバッグの持参を促すポスターを掲示	・ 前年度の取組を継続 ・ 同じ内容の店内放送をスーパー●●全店で開始
2	購入者に対し、再生利用をすることができる廃棄物を分別して排出するよう促すために必要な事項を周知する取組	・ 資源物回収への協力を促すポスターを掲示	・ 前年度の取組を継続 ・ 同じ内容の店内放送をスーパー●●全店で開始
3	購入者に対し、レジ袋の要否及び必要最小限の枚数（レジ袋を必要とする場合に限る。）を確認する取組	・ 要否と枚数を指差し確認するステッカーをレジ台に貼付 ・ 有料化を実施（●●店）	・ 前年度の取組を継続 ・ 有料化をチェーン全店に拡大
4	廃棄物の発生抑制等に配慮した製品を優先的に販売し、及び廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法を実施するよう努める取組	・ スーパー●●一条店で、野菜の裸売り、製品や包装が軽量化された商品のPRなどのキャンペーンを実施 ・ フードストア▲▲三条店でワインの量り売りを実施	・ スーパー●●一条店・フードストア▲▲三条店で、前年度の取組を継続 ・ スーパー●●一条店で、軽量化された商品の購入者へのポイント付与を開始
5	レジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置及び購入者に対しレジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	・ スーパー●●全店で有料化を実施	・ 前年度の取組を継続 ・ 有料化をチェーン全店に拡大

【実施義務】 ごみになるものの少ない買い物をPRする取組です。

- 店舗におけるPRの取組が該当します。店舗外のPRの取組は、「10 上記以外の廃棄物の減量の取組」に記入してください。
- 京都市が作成・提案するPRツールを活用した取組も該当しますので、その場合は、「京都市のポスターを活用したPR」などと記入してください。

【実施義務】 資源物の分別・リサイクルをPRする取組です。

- 店舗におけるPRの取組が該当します。店舗外のPRの取組は、「10 上記以外の廃棄物の減量の取組」に記入してください。
- 京都市が作成・提案するPRツールを活用した取組も該当しますので、その場合は、「京都市のポスターを活用したPR」などと記入してください。

【実施義務】 レジ袋の要否と必要枚数を確認する取組です。

- レジ袋を有料化している場合は、その旨を記入してください。確認を行っていることとなります。
- レジ袋を提供していない場合は、その旨を記入してください。

チェーン店の場合、一部の店舗の優良事例は、このように記入してください。

【努力義務】 ごみになるものが少ない販売方法の実践と、そのPRの取組です。

【努力義務】 レジ袋の削減効果の高い、有料化・ポイント還元・キャッシュバックなどの取組です。

- レジ袋を提供していない場合は、その旨を記入してください。

6	再生利用をすることができる廃棄物を回収するために必要な体制を整備し、及びその回収方法を購入者に周知するよう努める取組	スーパー●●全店で、食品トレイ・牛乳パック・リターナブルびんを店頭回収	- 前年度の取組を継続 - 同じ取組をフードストア▲▲全店に拡大	【努力義務】店頭回収など資源物の分別・リサイクルの実践と、そのPRの取組です。
7	食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組	- 賞味期限を過ぎた食品も消費できることをPRするポスターを掲示 - 食品スーパー●●全店で食品の見切り販売を実施	- 前年度の取組を継続 - スーパー●●一条店で、品切れ理由（食品ロス削減に向けた仕入れの合理化）と仕入情報を開示し、御理解と御協力を求める取組を開始	【努力義務】食品の販売に伴う食品ロスの削減に向けた販売方法の実践と、そのPRの取組です。 ○ 食品を販売していない場合は、その旨を記入してください。
8	自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることでできる販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	フードストア▲▲三条店でワインの量り売りを実施	- 前年度の取組を継続 - コンビニエンスショップ◆◆五条店のコーヒー販売でマイボトルへの対応を開始	【努力義務】飲料の販売に伴うマイボトル等への対応の実践と、そのPRの取組です。 ○ 飲料を販売していない場合は、その旨を記入してください。
9	使い捨ての食器の譲渡又は使用を抑制するよう努める取組	希望者に限り、スプーン・ウェットティッシュ等を提供	前年度の取組を継続	【努力義務】食品の販売に伴う使い捨ての食器類（スプーン・おしぼりなど）の提供を抑える取組です。 ○ 食品を販売していない場合は、その旨を記入してください。
10	上記以外の廃棄物の減量の取組	- ホームページに、マイバッグの持参や資源物回収への協力を促すPRを記載 - スーパー●●全店のチラシに、マイバッグの持参や資源物回収への協力を促すPRを記載	- 前年度の取組を継続 - フードバンクへの参加を検討中	利用客と事業者の協働でごみの減量を図る取組のうち、上記以外のものを、自由に記入してください。
レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合		75パーセント		○ 実測を基本としますが、独自の概算方法を定めている場合は、それによって計上してください。 概算方法の例：（1－前年度3月のレジ袋使用枚数÷同月の購入客数）×100 ⇒ マイナスになる場合は「0%」と計上 ○ レジ袋を提供していない場合は、その旨を記入してください。

注1 「店舗等」とは、本市の区域内に存する店舗その他の事業の用に供する建築物をいいます。
2 床面積の合計の欄は、全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合は当該全ての店舗等の延床面積を合計した面積を、1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合はその延床面積を記入してください。
3 「購入者」とは、物品を購入し、又は購入しようとする者をいいます。
4 「廃棄物の発生抑制等」とは、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用をいいます。
5 「レジ袋」とは、購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいいます。
6 「食品廃棄物等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいいます。